

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

【平成24年度障害者計画・第3期障害福祉計画 目標事業評価調書】

健康福祉部 障害福祉課

【評価区分について】

- 達成 目標（特に数値目標を設定した事業）に対して、施策・数値等が達成できたもの
- 充実 具体的な数値目標を設定していない事業等で事業の充実を目標・方向性とした場合にそれに対して充実ができたもの
- 継続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- 変更 事業の内容や目標を変更（計画自体の変更も含む）したもの（見直しや廃止も含む）
- 未実施 掲げた目標・施策等に対して進んでいないもの

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	1. 障害の早期把握・療育システムの構築	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	清瀬市子どもの発達支援・交流センターは開設4年目となり、学校や幼稚園、保育園など関係機関からの相談や連携した対応を通じて、地域療育の核として機能的な役割を果たしている。	平成24年度から5年間の指定管理を継続することとなったことで、今後の法改正等への対応を踏まえながら計画的な整備を行っていく。	充実 <small>[23年度: 充実]</small>
早期発見・早期療育体制の充実	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	乳幼児健診事業を始めとする母子保健事業より、療育が必要な乳幼児を、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等へ紹介し、乳幼児とその家族への早期支援の体制を図った。定期及び随時、ケースについて連絡会を開催し、連携を図った。	引き続き、母子保健事業から療育が必要な乳幼児を清瀬市子どもの発達支援・交流センター等と連携を図り早期療育体制を継続する。 また、療育が必要となった乳幼児の家族へのサポート方法などについても、ケースの連絡会等を通じて連携を図る。	充実 <small>[23年度: 充実]</small>
健診後フォローと関係機関連携の充実	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	乳幼児健診事業より、支援が必要なケースについて、随時関係機関と連携しながら、支援方法・役割分担を確認し、支援を行った。	3つのセンター(健康センター、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター)での会議開催には至っていないが、療育支援が必要なケースがある場合、各関係機関での連携を図っている。	継続 <small>[23年度: 継続]</small>

施策全体又は基本目標からの実績評価

開設4年目を迎えた清瀬市子どもの発達支援・交流センターは、基本理念である「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子をささえる」の更なる実践を目指し、相談部門・発達支援部門・地域支援部門の各事業の充実を図った。特に、地域支援として保育園・幼稚園の巡回相談に成果をあげている。虐待対応についても子ども家庭支援センターをはじめ関連機関と密接に連携するなど地域の実情に即した新たな役割にも積極的に対応した。
また障害の早期発見機関として、健康推進課の健診事業から速やかに療育につなげていくための機能的な連携が構築されている。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	2. 障害児保育の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害児保育の充実	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	子ども発達支援・交流センターの相談員による巡回指導を、従来の市立保育園に加え私立保育園にも実施した。充実した保育、クラス運営を実施することができた。 (保育園を対象とした巡回相談指導) ・平成22年度 20回 ・平成23年度 19回 ・平成24年度 32回	事前に巡回相談の打ち合わせを行い質の高い相談を実施した。相談員の助言等により、充実した保育、クラス運営を実施していく。 また、保育士を対象とした研修会を実施する。	充実 [23年度:継続]
施策全体又は基本目標からの実績評価				
清瀬市子どもの発達支援・交流センターの巡回相談指導の実施に加え、保育士研修を実施したことにより、現場で子どもの指導に関わる職員の対応の向上と連携の基盤が深まり、子どもに対する支援の厚みが増した。				

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	3. 学校教育・学童保育の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
学びやすい教育環境の整備	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	特別支援学級や通常の学級における支援を要する児童・生徒に対し、特別支援教育巡回指導員・SSW、清瀬特別支援学校と連携し、障害のある子供たちが学びやすい環境の整備を進めるとともに、特別支援教室における指導の充実を図った。平成24年度に清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会を設置し、平成25年度からの3年間の行政計画を作成した。	指導の充実・環境整備はさらなる充実を図らなければならない。平成25年度より実施する特別支援教育推進計画を教育委員会と市長部局が一体となって着実に進め、学校体制の確立、教員の資質向上、支援体制の確立等、具体的な支援の充実を図っていく。	継続 [23年度:継続]
通級指導の実施	現在開設している清瀬第八小学校の通級指導学級においては引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	清瀬第八小学校の通級指導学級において、週1回程度の通級による指導を行い、ソーシャルスキルトレーニング等を通して、社会性の育成を図ることや教科の補充等を行っている。また、市特別支援教育推進計画に、現行の通級指導学級を巡回指導体制に移行する計画を位置付けた。	引き続き清瀬第八小学校において、通級指導を実施する。また、清瀬市特別支援教育推進計画の中で示した通級指導学級担当教諭による巡回指導を実施するとともに、今後の巡回指導の在り方について研究を進める。	充実 [23年度:充実]
教育部門・福祉部門・保健部門の連携	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	教育・福祉・保健等の連携を図る中で、障害のある児童の適切かつ円滑な就学の推進のため保・幼・小合同研修会の開催や「就学支援シート」の活用を図った。また、障害のある児童の早期発見と支援をめざした就学時健康診断の在り方の検討・検証を継続して行った。市特別支援教育推進計画を立案し、就学相談、就学時健康診断、教育相談等の在り方を検証・検討した。	健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会における関係各課が連携し、引き続き、児童や保護者にとって最適な支援が受けられるようにします。	継続 [23年度:継続]
学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	特別支援学校・特別支援学級との交流及び共同学習や副籍、芝山小学校、清瀬第八小学校等における高齢者施設との交流を実施している。また各中学校における福祉施設への職場体験学習や吹奏楽部等による訪問演奏等を各校のカリキュラムに継続的に基づき実施している。	今後も総合的な学習の時間をはじめとした教育活動において、特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との副籍を特別支援教育推進計画に沿って推進すると共に、障害者・高齢者施設との交流等を積極的に推進していく。	継続 [23年度:継続]

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害児放課後等育成事業 の実施	特別支援学校、特別支援学級に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	<p>特別支援学校等に在籍する児童生徒を対象に、市内の2法人に事業を委託して放課後や長期休暇を利用して遊びや集団活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きよせわかば教室① ・きよせわかば教室(地域デイグループ)② (社会福祉法人清瀬わかば会) <p>24年度延べ利用者数：①+②=3,570人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブのびのび (社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会) <p>24年度延べ利用者数：2,428人</p>	児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」の施行により現行補助事業は、平成24年度を持って廃止した。3事業所とも移行が済んだことから、今後は安定した事業運営が期待できる。	変更 [23年度:継続]

施策全体又は基本目標からの実績評価

- ・教育分野の様々な施策によって学校における子どもの学びやすい環境整備が図られてきている。これに清瀬市子どもの発達支援・交流センターとの連携が加わったことで、児童や教員に対する支援の厚みが増してきている状況である。
- ・障害児放課後等育成事業については、児童福祉法の「放課後等デイサービス」への移行が済み、近隣市にも同事業所が設立されていることから待機児童の改善が期待できる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	1. 雇用・就労の促進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」とハローワーク、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	清瀬市障害者就労支援センターにおける平成24年度の登録者は、前年度から13名増加の141名となり、新規就職者の実績は23年度の6名に対し、24年度は14名に増えた。	ハローワークや市内関係施設・企業などによるネットワーク懇談会を適宜開催し、各機関との連携を図りながら就労支援や職場定着について利用者の状況に応じた支援を行っていくほか、不安や悩みの解消につなげるための相談を始めとする生活支援などの更なる充実に努めていく。	継続 [23年度:未実施]
法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。	年度末の障害者の雇用率は、2.33%となり、法定雇用率を上回っている。25年度より、新基準となるが、その法定雇用率も現在のところ上回っている。	これまでも採用試験において、障害の有無は採用の条件にしておらず、活字印刷物に対応できる方であれば、どなたにでも門戸を開いていた。今後もこの方針は変更しない予定であるが、職員の退職等により、法定雇用率を満たすことの出来なくなった場合は、障害者の別枠での採用も考えていくことになる。	達成 [23年度:達成]
授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	市内2事業者が定期的に市役所、障害者センター、児童センター、ワークル・きよせなどでのパン販売などを行っている。市内における各種イベントにおいて、陶芸、刺繍等を販売した。	平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法を推進するために、庁内関係課と協議しながら、対象商品の発掘や販路拡大及び充実に努め、工賃向上で利用者の生活の安定が図られるようにする。	継続 [23年度:未実施]

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
作業所の新体系への移行の支援	障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。	移行を予定している事業者のすべてが新体系事業に移行した。	市内施設のすべてが新体系事業への移行を行った。今後は安定した運営ができるよう必要な支援を行っていく。	変更 [23年度:達成]

施策全体又は基本目標からの実績評価

雇用状況が依然として厳しい中で、引き続きハローワーク等関係機関との連携に努めながら障害特性などにも配慮した就労相談や職場開拓、職場定着支援など行うほか、日常生活上の相談にも応じていくことで利用者の就労と生活両面の支援を行っていくことが求められる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	2. 生涯学習の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	生涯学習の機会を提供するために、様々な講座や教室の実施。また、生涯学習の拠点である図書館では、利用者の様々な読書欲求に応えるべく、資料を収集・提供し、図書館音訳ボランティアとの協働により、障害者サービスの充実に努めている。	図書館サービスのほか、生涯学習の機会を提供するために、生涯学習センターやコミュニティプラザひまわりで様々な講座や教室の拡充を図る。また、障害のある方が参加しやすい事業に努める。	充実 <small>[23年度: 充実]</small>
ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供とさらなる活動内容の充実を図る。	市が清瀬わかば会に委託している「地域促進事業」を青年学級の活動にリンクさせて、外出やレクリエーションなど多彩な行事や活動を行っている。地域の障害児・者が対象で、新規の参加者も増加している。	青年達が地域活動に参加することで、様々な体験を通して、障害のある方が豊かな生活を送るよう支援を引き続き行っていく。	充実 <small>[23年度: 充実]</small>
図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・録音図書(DAISY図書)、プライベート録音図書製作 ・対面朗読サービス ・録音及び点字図書の貸出し ・資料宅配・郵送サービスなど、各種ハンディキャップサービスを実施。 	図書館内のポスター掲示及び、図書館ホームページへの掲載等により、市民へ層のサービス周知を図る。音訳ボランティアに関しては、今後も定例会や勉強会を継続的に実施し、情報の共有化による質の向上を目指す。	充実 <small>[23年度: 充実]</small>

施策全体又は基本目標からの実績評価

・生涯学習のニーズが多様化・高度化していく中で、障害のある人がその人らしく生きるための活動や機会をさらに整備していくにあたり、平成22年7月にオープンした「コミュニティプラザひまわり」はその拠点として、今後の幅広い活用と市民交流の場としての役割が期待される。

・個別事業として掲げている「ふれあい事業の充実」は委託した社会福祉法人が青年学級として運営を行っているが、そこでは日常生活上の悩みを相談しあったり、外出や野外活動など様々なレクリエーションを通じて心身に障害のある青年の仲間づくりや社会参加の促進を図ることができた。またもう一つの個別事業である「図書館サービスの充実」は、元町なども図書館のリニューアルに伴う設備の充実化などで今後も利用者への配慮やリクエストに応じた様々なサービスを展開していく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	3. 社会参加活動の支援		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害者スポーツ、レクリエーションの充実	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	市内の知的障害者通所施設4団体で毎年スポーツ交流会を実施。 ※平成24年度は11月にスカットボールを実施	障害の重さにかかわらず、どんな人でも平等にスポーツの楽しさを体験できるような交流会を継続して行っていく。また障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動への円滑な導入を促進するとともに、障害のある方が地域でスポーツ活動できる環境を整備していかなくてはならない。	充実 [23年度: 充実]
文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。	平成22年7月に「コミュニティプラザひまわり」、12月に「清瀬けやきホール」の施設がオープンしたことで環境が整備された。	「コミュニティプラザひまわり」及び「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設であり、福祉、芸術及び文化活動の場として多くの市民の利用を見込む。	充実 [23年度: 充実]
市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	成人式や市主催の講演会などに手話通訳者を配置した。携帯型磁気ループシステムを整備した。	引き続き障害のある方々が参加しやすい環境整備を行っていく。	充実 [23年度: 継続]

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。	<p>タクシー利用料助成については社会状況を勘案し平成21年度に下記のとおり増額した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半年分の助成上限額18,000円 →19,800円へ ・平成23年度 727人 ・平成24年度 742人 	今後も社会状況や利用者のニーズに応じて適切な時期に制度改正を検討していく。	<p>充実</p> <p>[23年度: 充実]</p>

施策全体又は基本目標からの実績評価

様々な目的に応じた社会参加が可能となるよう、今後も各種事業の拡充を図っていくとともに、バリアフリーなどに配慮した参加しやすい環境整備を進めていく。平成25年4月から障害者や介護者の経済的負担の軽減と社会参加の推進を図ることを目的とした、障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免制度を開始した。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	1. 啓発・交流活動の推進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
ともに活動する機会の増大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を持つ人やその関係者が集う地域サロンの情報をサロンマップに掲載 ・ きよせふれあいまつりでは、障害の有無に関わらず、ともにイベントを作り上げている 	様々な方が活動できる機会づくりに努めていく	<p style="text-align: center;">継続</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">[23年度:継続]</p>
啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	平成22年4月に市ホームページリニューアルを行った際、アクセシビリティの向上とともに様式の統一化を図ったことで、音声読み上げ機能の充実や文字サイズ拡大機能への対応が可能となった。	障害者福祉や制度などに関する情報については、世間の動きとも同調しながら、適切なタイミングで市報やホームページを通じて提供・紹介していく。	<p style="text-align: center;">継続</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">[23年度:継続]</p>
地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。	<p>障害者福祉センターでは、市内の公立中学校2校から職場体験の生徒を受け入れている。</p> <p>また、障害者福祉センター文化祭を実施、多くの地域住民の来所を得ている。</p> <p>近くの小学校とは、お互いに見学したりイベントに招待したりという交流を継続している。</p>	<p>文化祭については、名称を「ふくしセンターまつり」に変更し、内容も見直すことにより、より多くの市民の来場を目指している。</p> <p>職場体験や見学の受け入れは、貴重な地域交流の機会として、今後もより多くの受け入れを検討していく。</p> <p>ボランティア入門講座の実施等による市民の福祉活動への支援も引き続き実施していく。</p>	<p style="text-align: center;">充実</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">[23年度:充実]</p>
「障害者週間」の普及・啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	「市報きよせ」に障害者週間の記事を掲載し、市民への周知を図っている。	市報以外の広報媒体を活用したPRや記念行事などを検討していく。	<p style="text-align: center;">継続</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">[23年度:継続]</p>

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
イベント等による市民交流	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の場では、当事者とともに意識向上を図る ・きよせふれあいまつりでは、障害者団体・支援団体の活動を広く知り合い、交流できる機会づくりを行っている 	広く市民と障害を持つ方との接点を作ることで、一定の理解が広がっている。今後も継続していく	継続 [23年度:継続]

施策全体又は基本目標からの実績評価

障害者施設や団体が継続して行っているバザーや祭りなどによって市民同士の交流や理解は深まっているが、より多くの市民に対してノーマライゼーションの理解と実践を広げていくためには市報や市のホームページを通じた情報発信や関連記事の掲載などを充実していく必要がある。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画			
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	2. ボランティア活動の推進		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
ボランティア活動への総合的な支援	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。	きよせボランティアセンターで情報提供や相談に応じているほか、手話講習会や傾聴ボランティア養成講座などを開催。また、市民活動センターとの共催による一般市民向け講座も実施。	引き続きボランティアセンターと市民活動センターの協働により市民活動の支援を行っていく。	継続 <small>[23年度：継続]</small>
施策全体又は基本目標からの実績評価				
きよせボランティアセンターと市民活動センターが協働して各種ボランティアに関する参加や活動の支援を行うことで、人材育成など地域福祉の推進が図られてきている。				

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	1. 公共施設の整備改善	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	市庁舎以外の旧耐震基準で建設された公共施設の耐震診断を行った。	診断の結果、耐震性能不足の施設について、耐震化を図るなかで、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。	継続 <small>[23年度:継続]</small>
歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。	複数年度に渡り東京都の補助金を活用して市内の歩道段差解消工事を実施。	引き続き補助金等の活用により計画的に段差解消工事や安全設備の改善を行っていく。	継続 <small>[23年度:継続]</small>
公共交通機関事業者への要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。	エレベーター、エスカレーターの設置については既に整備済み。	今後も必要に応じて要望を行っていく。	継続 <small>[23年度:継続]</small>

施策全体又は基本目標からの実績評価

公共施設等の整備にあたっては「東京都福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化が進められてきており、平成24年度に「コミュニティプラザひまわり」や「清瀬けやきホール」が開設したことで更なる利便性の向上が図られる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	2. 移動・移送サービスの充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
コミュニティバスによる 利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	公共交通不便地域である野塩地区から市南部の医療施設等へのアクセスを確保することで外出機会の拡大と行動の円滑化を図っている。徐々にではあるが毎年利用者は増加している。	引き続き利用の促進に努めていく。	充実 <small>[23年度: 充実]</small>
障害者専用駐車スペースの確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。	東京都福祉のまちづくり条例の遵守により公共建築物及びパブリックスペースや商業施設等への設置が進んでいる。	設置者に対しては引き続き東京都福祉のまちづくり条例の遵守と協力を依頼していく。	継続 <small>[23年度: 継続]</small>
福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。	市内の事業者に対して補助金を交付し、運営の安定化に対する支援を行った。	補助金交付による運営の安定化を図ると同時に、利用者に対するサービス向上に繋がるよう、事業者への定期的な実地検査等を行っていく。	充実 <small>[23年度: 充実]</small>

施策全体又は基本目標からの実績評価

市内の福祉有償運送サービス登録4団体の平成24年度稼働件数は延べ4,000件に達し、高齢者や身体障害者等の生活圏の拡大と社会福祉の増進に寄与している。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	3. 情報提供の充実		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
行政情報の提供体制の充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	情報発信において、市報きよせなどの刊行物を音訳したものが、ホームページ上でも聞けるよう、専用のページを作成した。	文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開していく。	継続 [23年度:継続]
情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。	市のホームページ上にオンライン窓口を設置し、各種申込み手続きや申請書のダウンロードを可能としている。	文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開し、利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。	充実 [23年度:充実]
市役所の窓口対応における配慮	市役所内の窓口で聴覚や視覚障害など障害者の状況に配慮した具体的な方策を検討する。	平成19年度に市役所窓口6箇所に視覚障害者活字読み上げ装置を設置。また平成22年度に障害福祉課にローカウンターを導入。平成24年度に障害福祉課、高齢福祉課に磁気ループシステムを設置した。	引き続き改善していく。	継続 [23年度:継続]
障害者相談員への情報提供と相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	年1回連絡会を開催し、最近の福祉制度や市内施設の紹介を行い見識を深めた。 ・相談員数 身体障害者相談員 3名 知的障害者相談員 2名	引き続き相談員に対する必要な支援や研修を充実していくとともに市民に対する周知も図っていく。	充実 [23年度:充実]

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
民生委員・児童委員への 情報提供と相談活動の充 実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提 供等の支援を行い、相談活動の充実を図 る。	地域の課題や支援を要する事例などについ て協力して対応している。	引き続き協力を行っていくとともに、制度やサービスに関 する情報提供等積極的な支援を行っていく。	継続 [23年度:継続]

施策全体又は基本目標からの実績評価

公共刊行物に関する関係者との意見交換や市ホームページの改訂などにより情報提供体制は整備されてきているが、必要なニーズすべてを充足していないことから今後は市民と関わる
ことが多い団体や各種相談員等に積極的に情報提供を行う機会を増やすなど、多角的な伝達方法についても更に検討していく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	障害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	4. 防災・救護体制の充実	

施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	個別事業		
		達成度 平成24年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。	災害時要援護者に関する情報の集約と把握のためにシステムを導入し、同時に要援護者台帳登録制度開始した。	地域防災計画の見直しとともに災害時要援護者対策についても充実していく。	継続 <small>[23年度:継続]</small>
緊急通報システム、福祉電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム利用者 6名 ・福祉電話利用者 14名 	利用者の生活状況や必要性を再検証しつつ、高齢者施策の事業内容との比較や見直しを図るなどして現状に即した制度のもとで普及の促進を図る。	充実 <small>[23年度:充実]</small>
聴覚障害者用FAX通報システム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	手話通訳者派遣依頼及び聴覚障害者との連絡等に活用している。	引き続き活用を図っていく。	充実 <small>[23年度:充実]</small>

施策全体又は基本目標からの実績評価

災害時要援護者対策について一定の方向性が示せたことから、今後の部内協議等を通じて、関係機関との連携や災害時要援護者登録手続などの支援体制づくりが行われる。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (1) 訪問系サービス	

施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成24年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 （ホームヘルプサービス） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 同行援護 	<p>平成22年度 91人分／8,030時間</p> <p>平成23年度 100人分／8,490時間</p> <p>平成24年度 127人分／7,155時間</p>	<p>126人／5531.8時間</p> <p>[各サービスごとの内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 89人／1,114.3時間 ・ 重度訪問介護 16人／4,132.0時間 ・ 行動援護 3人／42.0時間 ・ 重度障害者等包括支援 0人／0.0時間 ・ 同行援護 18人／243.5時間 <p>※支給決定人数 158人／7720.5時間</p>	<p>平成23年同月分の実績との比較では利用者が7人増え、時間で270.2時間の減少となった。減少要因として重度訪問介護利用者の入院が大きい。23年10月から始まっている「同行援護」は支給決定者数32名で平均支給時間28.1時間だが実際の利用者の平均時間は13.5時間である。行動援護は平均支給時間19.2時間で実際の利用者の平均時間は14時間と少ないながらも23年度より2倍に増えている。一方で居宅介護では一人あたりの利用実績が23年度同月の平均が13.0時間だったのに対し24年度は0.5時間減少している。支給決定に対する利用者数及び利用時間は23年とほとんど変わっていない。</p>	継続 <small>[23年度：継続]</small>

施策全体又は基本目標からの実績評価

訪問系サービスの実績は各年度の目標必要量で掲げた時間数を下回る結果となっているが、支給決定人数は見込みを超える人数となっている。支給時間の実績が下回る原因として、支給決定を1か月で最大に利用する時間を積算して決めているためと、入院等による生活状況の変化によると推測される。同行援護においては介護保険対象者が多く、介護保険サービスを優先して使っていることと同行援護事業所とヘルパー不足も影響していると考えられる。今後はサービス提供者を増やす施策を進めることと、24年度から段階的に実施している「サービス等利用計画」により、支給量と実績について個々のアセスメントを行うなかで、目標必要量を的確に見込んでいく必要がある。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (2) 日中活動系サービス		
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成24年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
生活介護	平成22年度 40人分 平成23年度 150人分 平成24年度 181人分	176人 ※支給決定人数 177人	法改正による新体系への移行が終了し利用者の移行手続きは終了した。利用者が24年10月時点で目標必要量に達していないのは、利用を見込んでいた23年度特別支援学校卒業生が他のサービスを利用することになったためである。	達成 [23年度:達成]
療養介護	平成22年度 2人分 平成23年度 3人分 平成24年度 7人分	7人 ※支給決定人数 7人	平成24年4月の児童福祉法及び障害者自立支援法の改正により、それまで18歳を超えても障害児施設に入所可能だった者が、18歳以上は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに移行することとなった。重症心身障害児入所施設が療養介護に移行し、7名の対象者が移行手続きをおこなった。今後も療養介護施設の利用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状況把握と連携に努める。	達成 [23年度:継続]
短期入所	平成22年度 18人分/95人日分 平成23年度 20人分/50人日分 平成24年度 20人分/108人日分	14人分/58日分 ※支給決定人数 74人/551日分	市内に事業者ができたことで、申請及び支給決定も増えているが、利用者の希望に応えられる規模にないため、実績数は微増にとどまっている。潜在ニーズに対応するため利用希望者に対して施設情報を提供していくほか、利用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状況把握と連携に努める。	継続 [23年度:継続]
自立訓練 (機能訓練)	平成22年度 6人分 平成23年度 6人分 平成24年度 7人分	7人 ※支給決定人数 10人	市内では清瀬市障害者福祉センターで実施しているが、市外の事業所を希望する方にも速やかな対応が図れるよう、関係機関等からの情報収集及び連携に努める。	達成 [23年度:達成]
自立訓練 (生活訓練)	平成22年度 10人分 平成23年度 14人分 平成24年度 3人分	4人 ※支給決定人数 5人	市外に精神障害者を対象とした事業所が数か所設立されたため、目標必要量が達成された。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。	達成 [23年度:継続]

施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成24年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
就労移行支援	平成22年度 15人分 平成23年度 21人分 平成24年度 11人分	12名 ※支給決定人数 12人	市内及び近隣でサービスを実施する事業所の数に応じた目標値としたため達成することができた。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努め希望者に情報提供を行う。	達成 [23年度:継続]
就労継続支援（A型）	平成22年度 2人分 平成23年度 3人分 平成24年度 7人分	5名 ※支給決定人数 8人	利用者が引き続き通所できるよう、また新たな希望者に情報提供ができるよう関係機関からの情報収集及び連携に努める。	達成 [23年度:達成]
就労継続支援（B型）	平成22年度 122人分 平成23年度 136人分 平成24年度 172人分	150名 ※支給決定人数 176人	市内事業所が定員を増やしたことや近隣の事業所に通所する方が増えたことで目標事業量を達成した。	達成 [23年度:達成]

施策全体又は基本目標からの実績評価

平成24年3月末で施設の新法移行がほぼ終了した。今後は新たな事業所設立や増設の動きに注目しながら、市民のニーズの把握に努め、計画策定時に想定した状況と差異が大きな事業については、26年度に行う第4期障害福祉計画の策定において、より正確な見込を立てていく必要がある。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (3) 居住系サービス		
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	個別事業		
		達成度 平成24年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
共同生活介護 （ケアホーム） 共同生活援助 （グループホーム）	平成22年度 59人分 平成23年度 69人分 平成24年度 64人分	64人分 [各サービスごとの内訳] ・共同生活介護 53人 ・共同生活援助 11人	平成23年度実績から2人増加し目標必要量は達成できた。地域移行の推進や安心した地域生活のため引き続きニーズの把握と設置に関する相談に努めていくことが必要。	達成 [23年度: 継続]
施設入所支援	平成22年度 10人分 平成23年度 83人分 平成24年度 70人分	68人分	旧法施設の新法移行がすべて終了した。今後も必要な方が利用できるよう情報収集に努めるとともに、入所者の地域移行の推進と現利用者が安定した生活が送れるよう、引き続き施設と連携していく。	継続 [23年度: 継続]

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域で安定した生活を送るためのグループホーム・ケアホームの重要性を捉え、新規設立や増設、設備や運営面などを含めた包括的な支援体制についても事業者と適宜協議を行っていく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名	第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (4) 指定相談支援	

施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成24年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
指定相談支援 （サービス利用計画の作成）	平成22年度 5人分 平成23年度 5人分 平成24年度 15人分（1か月あたり）	1人	施設や病院からの地域移行支援・地域定着支援は、精神障害者地域移行促進事業者の協力を得ながら進め、またサービス利用計画の作成は指定事業者の確保や人材育成、サービス利用の斡旋、調整、モニタリングを含めた支給の管理などを定着させる必要がある。地域自立支援協議会において事業所連絡会などを開催し検討していくことも有効と思われる。	継続 <small>[23年度：継続]</small>

施策全体又は基本目標からの実績評価
地域移行の受け皿となる基盤の整備を進めていくほか、地域自立支援協議会の活用による一連の支援の継続性の提供と指定事業者の確保をしていく。

清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

計 画 名		第3期障害福祉計画		
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	2. 地域生活支援事業の充実 (1)相談支援事業 (2)コミュニケーション支援事業 (3)日常生活用具給付事業 (4)移動支援事業 (5)地域活動支援センター事業		
施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成24年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
相談支援事業	平成22年度 2か所 平成23年度 2か所 平成24年度 2か所	2か所 〔相談支援実施状況〕 ・清瀬市社会福祉協議会 ・地域生活支援センターどんぐり	事業所については、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としており、事業所数としては必要量を達成している。	達成 [23年度:達成]
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	平成22年度 1か所 平成23年度 1か所 平成24年度 1か所	0か所	相談支援事業者が同様のサービスを提供しているので、市として想定されるケースと必要な支援体制の検討を行う。	継続 [23年度:継続]
成年後見制度利用支援事業	平成22年度 1か所 平成23年度 1か所 平成24年度 1か所	1か所	平成17年に開設したきよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図っていくとともに、利用が必要となった際に速やかに手続きが進むよう体制を確立しておく。また、親族後見人がいない場合などの市長申立てや申立てにかかる経費の助成について、所管の社会福祉課と日頃から情報交換をしておく。	達成 [23年度:達成]
日常生活用具給付事業	平成24年度 ・介護訓練支援用具 8件 ・自立生活支援用具 14件 ・在宅療養等支援用具 10件 ・情報・意思疎通支援用具 19件 ・排せつ管理支援用具 1,640件 ・住宅改修費 1件	平成24年度 ・介護訓練支援用具 5件 ・自立生活支援用具 6件 ・在宅療養等支援用具 4件 ・情報・意思疎通支援用具 20件 ・排せつ管理支援用具 1,499件 ・住宅改修費 1件	実績で必要量を下回る用具が多いが、介護保険で申請していることが考えられる。今後も必要性の高い用具については個別の聞き取りを行いながら、対象品目に取り入れられるよう随時検討する。	継続 [23年度:達成]
移動支援事業	平成22年度 50人分/600時間 平成23年度 55人分/650時間 平成24年度 94人分/1,222時間	79人/1261.4時間	23年度に支給量と利用方法の見直し、利用範囲の拡大を図ったことで利用者、利用実績時間ともに22年度の1.4倍増となった。24年度も申請者、支給決定時間が増えており、実績で一人当たりの利用時間が23年度よりも3.2時間増えている。今後も利用者のニーズに応えられるよう事業所等関係機関と情報交換を行う。	達成 [23年度:達成]

施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	個別事業		
		達成度 平成24年10月 時点	評価及び今後の 方策（改善策）等	評価 区分
地域活動支援センター	平成22年度 2か所 平成23年度 2か所 平成24年度 2か所	2か所 [地域活動支援センター実施状況] ・清瀬市社会福祉協議会 ・地域生活支援センターどんぐり	事業所については、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としており、事業所数としては必要量を達成している。	達成 [23年度:達成]

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域生活支援事業に掲げる目標必要量はほぼ達成しているが、相談支援事業や地域活動支援センターの活動内容を充実させることが課題である。相談支援事業が浸透することで成年後見制度の利用者が増えることが見込まれるため、利用が必要となった際に速やかに手続きが進むよう体制を確立しておく。また、親族後見人がいない場合などの市長申立てや申立てにかかる経費の助成について、所管の社会福祉課と日頃から情報交換をしておくことが必要。